

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 成年後見制度に係る申立費用助成要綱

令和3年9月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(以下「荒川区社協」という。)が、成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担することが困難である者に対して、成年後見制度申立ての費用を助成することにより、成年後見制度の利用を促進し、もって区民の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、本人とは、後見開始、保佐開始、及び補助開始の審判(以下「後見等開始の審判」と総称する。)において、事件本人となる者をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付対象者(以下「助成対象者」という。)は、本人の後見開始の審判等の請求を行う者(以下「申立人」という。)であり、次の第1号から第3号までの全てに該当する者又は荒川区社協会長(以下「会長」という。)が認める者とする。

- (1)後見開始の審判等申立時において、本人が荒川区に住民登録がある者(介護保険法等による住所地特例等を受けている者を含む。)
- (2)本人及び申立人が住民税非課税世帯の者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であり、かつ、申立て経費を負担することが困難と認められる者
- (3)成年後見制度を利用援助する他の助成制度を利用していない者

(助成の内容)

第4条 助成金の交付額は、荒川区社協の予算の範囲内とし、その内訳は、後見開始の審判等請求に必要な申立手数料、登記手数料、郵便切手代及び鑑定費用とする。

(助成の申請者)

第5条 前条に規定する助成を申請することができる者は(以下「申請者」という。)は、第3条に規定する申立人とする。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は次に掲げる書類を会長あて提出し、併せて後見等開始の審判の請求に必要な書類一式を提示するものとする。

- (1)成年後見制度申立経費助成申請書(第1号様式)
- (2)本人及び申立人の住民税非課税証明書の写し、又は生活保護受給者証の写し
- (3)本人及び申立人の通帳、預金証書の写し
- (4)本人と申立人の関係を示す戸籍謄本の写し
- (5)その他会長が必要と認める書類

(助成の決定及び通知)

第7条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定する。

2 会長は、審査の結果、助成を決定したときは、成年後見制度に係る申立費用助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

3 会長は、審査の結果、助成金を交付しないことを決定した場合にあっては、その理由を付して、成年後見制度に係る申立費用助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成の方法)

第8条 申立手数料、登記手数料及び郵便切手代については、助成を決定された申請者(以下「助成決定者」という。)に、収入印紙、登記印紙及び郵便切手で助成決定者に現物で助成する。

2 鑑定費については、荒川区社協が、家庭裁判所に払い込む方法で助成するものとする。

(助成決定の取り消し)

第9条 会長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)助成決定者から審判請求の取止めの申し出があったとき。

(2)偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(3)前2号に掲げるもののほか、会長が不適格と認めたとき

2 会長は、前項の規定により助成の決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消しに係る部分につきすでに助成を行っているときは、その部分に相当する額の返還を求めるものとする。

(審判確定後の報告義務)

第10条 助成決定者は、審判確定後、速やかに審判書謄本の写しを、会長に提出するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 助成決定者は、助成を受ける権利を譲渡し又は担保に供してはならない。